

令和3年5月18日

監 査 報 告 書

学校法人 昭 和 大 学
理 事 会 御 中

学校法人 昭 和 大 学

監 事 細 山 田 明 義

監 事 小 林 節

監 事 飯 島 裕 之



私立学校法第37条第3項及び学校法人昭和大学寄附行為第37条・第38条、経理規程第62条ならびに監事の職務基準等に関する規程に基づき、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）の本法人における業務執行の状況及び財産の状況について監査を実施し、その結果について次のとおり報告する。

1. 監査概要

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事からの報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、独立監査人・内部監査室長と連携し、業務執行の状況や財産の状況に係わる書類の信憑性の確認、教育研究や社会貢献の状況、大学ガバナンス体制等に関する書類の確認を行い、必要と思われる監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査に関しては、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、法令並びに寄附行為に従い、収支状況及び財産状況を正しく示していることを確認した。

(実施日：令和3年5月17日、担当：小林 節 監事)

- (2) 教学監査に関しては、関係資料および議事録等を検証した結果、教育研究や社会貢献への取り組みに問題は無く、大学内部の意思決定システム、大学ガバナンス体制等が正しく機能していることを確認した。

(実施日：令和3年5月12日、細山田 明義 監事)

- (3) 業務監査に関しては、本法人の業務執行に関連する資料および議事録等を検証した結果、内部統制に不備はなく、業務が法令・寄附行為・その他諸規程に準拠して正しく取り組まれていることを確認した。

ただし、学校法人昭和大学の将来構想に関する計画の内容、進捗状況、校地の取得に関する予定等については、随時、理事全員で情報共有のうえ意見交換を行う運用とすることが望ましいと評価する。

(実施日：令和3年5月13日、担当：飯島 裕之 監事)

- (4) 理事の業務執行状況の監査に関して、監事は理事会および評議員会に出席して理事からの報告を聴取する等を行うことにより、不正な行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めた。

(担当 小林 節 監事、飯島 裕之 監事、細山田 明義 監事)

3. 監査項目

(1) 会計監査

- ・期中監査においては取引記録の妥当性
- ・期末監査においては期末の財産状態並びに予算管理を含め資金収支及び事業活動収支の妥当性

(2) 業務監査

- ・経営方針に準拠していること
- ・情報公開が適切に推進されていること
- ・内部統制に不備がないこと
- ・教育研究内容が経営方針と整合していること
- ・建学の精神及び理念又は社会の要請に合っていること
- ・明確なビジョン又は将来計画等に基づいた経営方針になっていること

(3) 教学監査

- ・自己点検・評価の取組
- ・受験生の確保方法と結果の適切性
- ・学生の留年、除籍、中途退学者の状況把握と対策
- ・学生に対する進路指導状況
- ・指導担任の指導状況
- ・教育・研究における中長期計画の実施状況
- ・教育職員の外部資金獲得状況
- ・職員の研修（FD・SD）受講状況
- ・事故、訴訟状況
- ・その他必要と認められる教学に関する事項・自己点検・評価の取組

(4) 理事の業務執行の状況を監査すること

以上